

# 令和2年秋季全国火災予防運動

\* 11月9日(月)から11月15日(日)まで  
「**秋季全国火災予防運動**」が実施されます。

\* **全国統一防火標語**

「**その火事を 防ぐあなたに 金メダル**」

\* **山口県防火標語**

『**警報器 小さな器具で 大火止め**』

.....

\* **重点目標及び推進事項**

## (1) **住宅防火対策の推進**

ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進を図る。

イ カーテンやじゅうたん等の防災物品、寝具や衣類等の防災製品の普及促進を図る。

ウ 安全装置が設置された暖房器具、調理器具等の普及促進を図る。

エ たばこ火災に係る注意喚起広報を実施する。

## (2) **乾燥時、強風時の火災発生防止対策の推進**

ア 住宅密集地等、延焼拡大の危険性が高い地域を中心に火災予防対策や警戒の強化を図る。

- イ 乾燥注意報や強風注意報が発表された場合等において、地域住民に屋外での火の取扱い等について注意を促す等、火災予防広報を実施する。

### (3) 放火火災防止対策の推進

- ア 「放火火災防止対策戦略プラン」(平成17年1月)を活用した「放火されない環境づくり」を図る。
- イ 放火の集中する夜間も営業を行っているタクシー会社と連携した取組を進める。
- ウ ガソリンスタンドにおけるガソリンの容器への適切な詰め替え販売の徹底を図る。

### (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実を図る。
- イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理を徹底する。
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進を図る。
- エ 違反のある防火対象物に対する是正指導を推進する。
- オ ホテル・旅館等における防火安全対策を徹底する。
- カ 表示制度及び公表制度の取組を推進する。
- キ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策を徹底する。
- ク 有床診療所・病院等における防火安全対策を徹底する。
- ケ 飲食店における防火安全対策を徹底する。

コ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組を推進する。

#### (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

電気機器や燃焼機器等の適切な使用・維持管理の推進及びリコール情報等、製品火災に関する注意情報の周知徹底を図る。

#### (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

- ア 催しを主催する者に対する指導を徹底する。
- イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導を徹底する。
- ウ 火気器具を使用する屋台等への指導を徹底する。
- エ 照明器具の取扱いに係る指導を徹底する。

#### (7) 野焼き火災や林野火災等予防対策の推進

- ア これからの時季、野焼きや入山者の増加等が見込まれるため、林野周辺住民、入山者等に対し防火意識の醸成を図る。
- イ 野焼きやたき火等を行う場合の消火準備や監視の徹底に係る注意喚起広報を実施する。

「住宅用火災警報器」を  
取り付けていますか？  
10年を超えたら取り替えを  
おすすめします。



岩国地区消防組合消防本部 予防課  
TEL 0827-31-0196